

南牧村指定地域密着型サービス事業所の指定申請及び更新申請、同意等の手続きについて

上記について南牧村は、平成 24 年 3 月 22 日より以下のとおり各申請や同意等の手続きを取り決めましたのでご覧ください。

1、指定申請及び更新申請について

南牧村では指定又は更新日を定め指定及び更新申請を受付期間中受け付けします。

区 分	指定又は更新日	申請区分	受付期間
第一期	10 月 1 日	第一期の指定及び更新	各年度 5 月 1 日から 7 月 31 日まで
第二期	4 月 1 日	第二期の指定及び更新	各年度 11 月 1 日から 1 月 31 日まで

ただし、平成 24 年 3 月 22 日以前の申請事業所については有効期限前の 6 ヶ月から 2 カ月までの期間を受付期間とする。

2、村内事業者、村外事業者の指定及び更新又は同意等行う場合の基準とサービスの種類

- ・村内事業者を他の市町村が指定又は更新する場合の同意基準とサービスの種類

基 準	他の市町村の同意や確認を得られていると認められ、村内被保険者の利用要望が現在ない状態と認められること
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・村外事業者を南牧村が指定又は更新又は同意等を行う場合の基準とサービスの種類

基 準	<ul style="list-style-type: none">・南牧村が定める日常生活圏域内の村外事業者であること・申請する村外事業者の指定地域密着型サービス施設と同様の村内事業者及び既に指定している村外事業者の利用定員に空きがないこと・申請する村外事業者のサービスを利用したい村内被保険者が必ずいること。
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

指定や更新又は同意を求める事業者は、以上の要件を満たさなければなりません。